

# 平成23年度 決算をお知らせします

## 一般会計決算

歳入	367億4,057万円
歳出	358億9,223万円
実質収支	7億7,109万円

※実質収支：歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いたもの

## 平成23年度 決算の概要

平成23年度の各会計の決算が第3回定例市議会において認定されました。

一般会計の決算は、実質収支が7億7,109万円となり、昨年度に引き続いた黒字決算となりました。

これは、地方交付税が増えたことや市民の皆さまのご理解とご協力のもと『財政健全化計画』を着実に実施したことが主な要因です。

しかしながら、本市の財政状況につきましては、景気低迷による市税収入の減少と少子高齢化による扶助費の増加や、過去の公共事業に対する市債償還額の高止まりなどにより、決して明るい状況にあるとはいえません。

今後についても、税収の減少や扶助費の増加、国の財政の慢性的な危機的状況に伴う地方財政への影響など、不安要素を多く抱えた厳しい財政状況が続くと予想されます。このため、より効率的な行政運営の推進など、行財政改革への一層の取り組みを図りながら、健全な財政運営に努めてまいります。

## 会計別歳入歳出決算額

(千円・%)

会計名	歳入		歳出		歳入歳出差引額
	決算額	前年度比	決算額	前年度比	
一般会計	36,740,567	83.1	35,892,232	82.5	848,335
国民健康保険特別会計	14,550,943	102.6	13,299,036	101.9	1,251,907
と畜場特別会計	241,577	101.2	241,577	101.2	0
財産区特別会計	1,986,492	92.2	119,892	70.0	1,866,600
公共下水道特別会計	3,740,869	92.4	3,740,869	92.4	0
介護保険特別会計	7,658,922	104.7	7,530,330	104.7	128,592
健康ふれあいの郷事業特別会計	81,027	90.4	81,027	90.4	0
土地取得特別会計	115,184	100.9	115,184	100.9	0
後期高齢者医療特別会計	1,267,637	104.2	1,226,030	104.3	41,607

会計名	総収益		総費用		純損益
	決算額	前年度比	決算額	前年度比	
水道事業会計	2,215,376	95.9	1,903,165	96.7	312,211

## 23年度 主要事業

- ①救急医療情報キット配付事業 70万円
- ②道の駅「しらとりの郷・羽曳野」緑化事業 194万円
- ③百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進・景観計画策定事業 551万円
- ④ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチン予防接種助成事業 1億79万円
- ⑤「第5期高齢者いきいき計画」策定事業 250万円
- ⑥救急安心センターおおさか参画事業 219万円
- ⑦災害時要援護者支援台帳整備事業 430万円
- ⑧駒ヶ谷駅西側公園整備事業(22年度からの繰越事業) 1億5,518万円
- ⑨駒ヶ谷駅周辺観光農園・育苗施設整備事業 3,368万円



- ⑩古市駅東側広場整備事業 1億2,654万円



- ⑪古市複合館整備事業 1億1,466万円



- ⑫学校施設の耐震診断・耐震補強事業(22年度からの繰越事業含む) 4億2,814万円

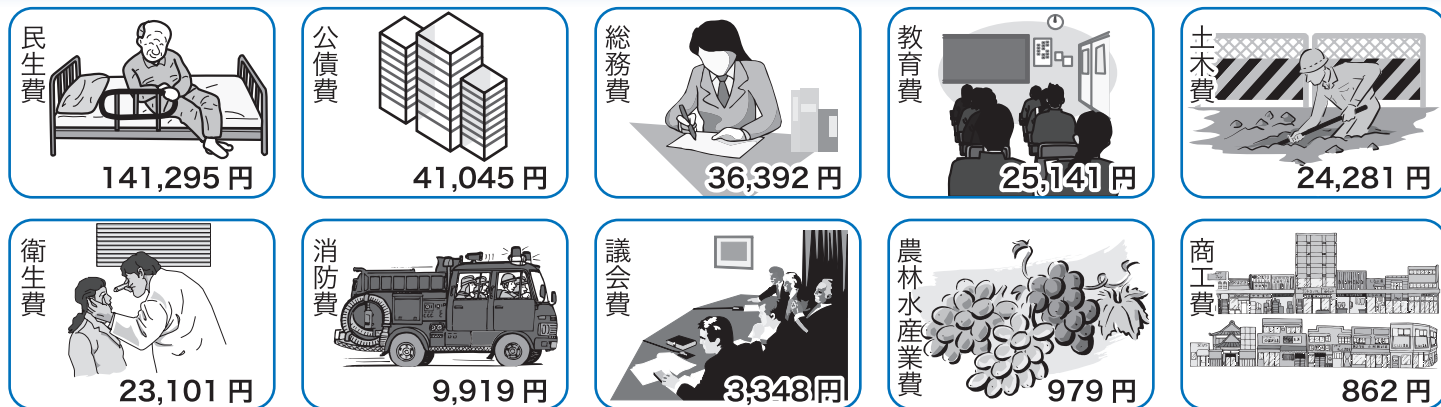
- ⑬緑と市民の協働ふれあいプラザ整備事業 1億2,160万円



- ⑭健康ふれあいの郷グラウンド・ゴルフ場増設整備事業 9,580万円

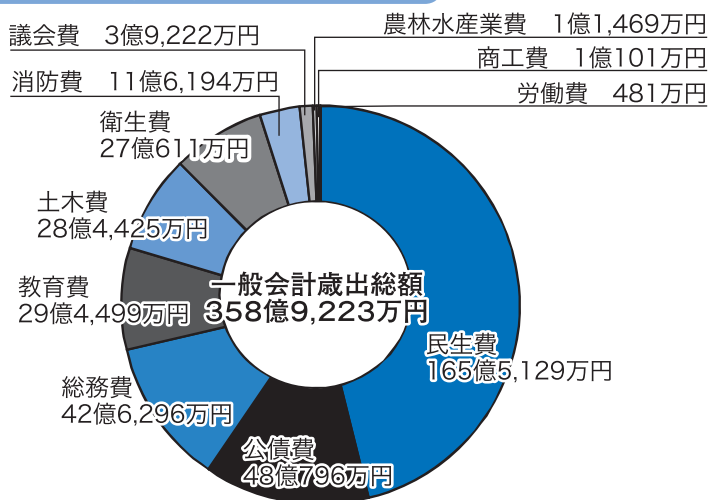
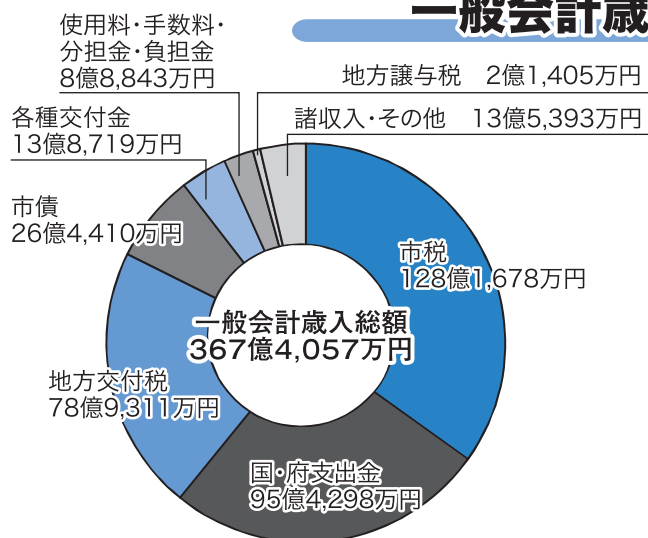


# 市民ひとりあたり決算額



※H24.3 末現在の人口で算出しています。

## 一般会計歳入歳出決算の内訳



## 指標でみる羽曳野市の財政状況

「財政健全化法」では、地方公共団体の財政の健康状態を表す「健全化判断比率」（4つの指標）を定めています。そして、この健全化判断比率には財政の健全度合いを測る次の基準があります。

### ①早期健全化基準（イエローカード）

財政健全化計画を立てて、自主的な改善努力が必要となる。

### ②財政再生基準（レッドカード）

財政再生計画を立てて、国の関与を受け、確実な再生が必要となる。

また、水道や下水道などの公営企業会計には、「資金不足比率」という経営状況をチェックする指標があります。

平成 23 年度決算における本市の各指標は、いずれの基準もクリアしています。しかしながら、本市を取り巻く財政状況は依然として厳しいため、今後も健全な財政運営に取り組まなければなりません。

### ■羽曳野市平成23年度決算に係る健全化判断比率および公営企業資金不足比率

指標	概要	羽曳野市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	標準財政規模に対する、普通会計赤字額の比率	12.26%	20.0%
	連結実質赤字比率	標準財政規模に対する、全会計の赤字額の比率	17.26%	30.0%
	実質公債費比率	標準財政規模に対する、借入金返済額などの比率	10.7%	25.0%
	将来負担比率	標準財政規模に対する、将来に負担すべき実質的な負債額の比率	116.6%	350.0%
資金不足比率	概要		経営健全化基準	
	(対象会計)		羽曳野市の比率	
	水道事業会計 と畜場特別会計	各会計における、事業の規模に対する、資金不足額の比率	資金不足なし	20.0%
	公共下水道特別会計		資金不足なし	
	資金不足なし			

※普通会計とは、一般会計、土地取得特別会計および健康ふれあいの郷事業特別会計の3会計を合わせたものを言います。  
 ※標準財政規模とは、市税や普通地方交付税など、標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の規模を示すものです。

\* 詳しい財政健全化法の制度の仕組みは、総務省ウェブサイト  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01zaisei07\\_01000009.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_01000009.html) をご参照ください。  
 問合せ 財政課 ☎958-1111 内線 3561